

倫理規程

(総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人空家・空地活用サポート SAGA(以下「当団体」という。)の行動基準を定める

(目的)

第2条 この規程は、当団体の倫理を確立し、社会の信頼を得る目的で定める。

(基本的人権の尊重)

第3条 当団体は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(組織の使命及び社会的責任)

第4条 当団体はその設立目的に従い、空家・空地において発生する諸問題解決に関する事業を行い、地域の活性化と不安解消に寄与しなければならない。

当団体に所属するすべての役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。

(ア) 当団体としての事業活動が地域に貢献する事業となっているかを常に考慮する。

(イ) 経費の適切な使用、並びに業務効率を高め、経費の節約をし、効果的な使用に努める。

(社会的信用の維持)

第5条 当団体は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めねばならない。

(ア) 当団体のインターネット上のアカウントからの情報発信はもとより、個人で開設しているアカウントを含めて、個人又は団体の中傷、誹謗する内容の情報発信、職務の公正性又は中立性に疑義を生じさせるおそれのある内容の情報発信、その他当団体の信用を傷つけ、又は全体の不名誉となる内容の情報発信を行わない。

(法令等の遵守)

第6条 当団体は、関連法令及び当団体の定款、倫理規定その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

当団体の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。

(ア) 業務時間内はもとより業務時間外においても、団体の役職員であることを自覚し、社会的規範や各種法令の遵守、並びに各種事故防止に努める。

(イ) 法令違反、倫理規程違反、その他社会的規範に悖る行為を発見した場合は、遅滞なく上司、或いは事務局長に報告する。

(私的利益追求の禁止)

第7条 当団体の役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(兼職先組織への利益の禁止)

第8条 当団体の役職員は、非営利活動に従事していることを十分に自覚し、当団体の理事会の承諾なしに、当団体以外に役員を務める組織への当団体からの利益の追求があってはならない。

(ア) 役職員は、有償・無償を問わず、他の組織との兼業状況について虚偽なく申告すると共に、新たな職務に就任した際には、速やかに代表理事に報告をする。

(イ) 役職員が役員を務める組織(非営利、一般事業者の区分を問わず)への資金供与、並びにその他特定の便益の供与に際しては、公正、公平の立場で行動し、その組織に対して特別の便宜を図る行為、またはそのような誤解を生じさせるような行為を避ける。

(利益相反の防止及び開示)

第9条 当団体の役職員は、職務の執行に際し、この団体との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他当団体が定める所定の手続きに従わなければならない。当団体の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。

(ア) 役員と職員、または職員同士が談合して、当団体の運営を私的に利用する行為またはそのような誤解を生じさせるような行為を避ける。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第10条 当団体の役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る行動を行う者に対し、寄付その他の特別な利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第11条 当団体は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 当団体は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第12条 当団体の役職員は、非営利活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(ア) 非営利事業を実施しているという社会的使命の他、新聞やニュース、書籍等の一般的な情報源からの情報収集の他、講演会等のイベントや研修への参加等を通じて、自己研鑽に努める。

(イ) 社会人としての基本的なマナーや道徳観を身につけ、他者の価値観を受け入れ尊重し、常に自らの人格を磨く努力をする。

(反社会的勢力・団体との断絶)

第13条 当団体は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を断絶する。また、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は一切行わない。

(規程遵守の確保)

第14条 当団体は、必要あるときには、総会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議及び総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和2年3月5日から施行する。